

学校において予防すべき感染症と出席停止基準について(学校保健安全法)

分類	病名	出席停止の基準
第1種	※下記	治癒するまで
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	ウイルス性肝炎	A型・E型一肝機能正常化後登校可能 B型・C型一出席停止不要
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態がよければ登校可能
	アデノウイルス感染症	（主要症状が消失した後2日を経過するまでをめやすとするが、医師の判断に準じる）
その他の感染症	感染性胃腸炎＝流行性嘔吐下痢症（ノロウイルス、ロタウイルス等による）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒後は全身状態が改善すれば登校可
	伝染性紅斑	発疹（りんご病）のみで全身状態が良ければ登校可
	ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒後は全身状態が改善すれば登校可
症	アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用はさける）
	伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
	伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）

※第1種学校感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱
ジフテリア、重症性呼吸器症候群（SARS）急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ